

定款變更

注意！ コピーのみを提出し、原本は事務所で保管してください。

事業内容等を変更する場合であって、かつ定款に「事業計画・活動予算は総会の議決を経なければならない。」と定めている場合は必要となります。また、これらの書類については、必ず2年度分を総会で諮ってください。